



栃木県公報

平成30年
3月30日(金)
号外
第25号

目次

教育委員会

- 事務長に給料の特別調整額を支給する県立学校及び給料の特別調整額の支給額を定める規則の一部改正..... 1
- 栃木県教育委員会事務局処務規程の一部改正..... 1

企業局

- 栃木県公営企業財務規程の一部改正..... 4
- 栃木県企業局処務規程の一部改正..... 4

労働委員会

- 栃木県労働委員会事務局処務規程の一部改正..... 6

教育委員会

栃木県教育委員会規則第五号

事務長に給料の特別調整額を支給する県立学校及び給料の特別調整額の支給額を定める規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成三十年三月三十日

栃木県教育委員会教育長 宇田 貞夫

事務長に給料の特別調整額を支給する県立学校及び給料の特別調整額の支給額を定める規則の一部を改正する規則

事務長に給料の特別調整額を支給する県立学校及び給料の特別調整額の支給額を定める規則（昭和四十六年栃木県教育委員会規則第二十号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>別表第1（第1条関係） 事務長に給料の特別調整額を支給する県立学校</p> <p>栃木県立宇都宮高等学校、宇都宮東高等学校、宇都宮女子高等学校、宇都宮白楊高等学校、宇都宮工業高等学校、宇都宮商業高等学校、栃木高等学校、栃木女子高等学校、佐野高等学校、大田原高等学校、大田原女子高等学校、矢板東高等学校、<u>のぞわ特別支援学校及び特別支援学校宇都宮青葉高等学園</u></p>	<p>別表第1（第1条関係） 事務長に給料の特別調整額を支給する県立学校</p> <p>栃木県立宇都宮高等学校、宇都宮東高等学校、宇都宮女子高等学校、宇都宮白楊高等学校、宇都宮工業高等学校、宇都宮商業高等学校、栃木高等学校、栃木女子高等学校、佐野高等学校、大田原高等学校、大田原女子高等学校、矢板東高等学校<u>及びのぞわ特別支援学校</u></p>

附 則

この規則は、平成三十年四月一日から施行する。

(教職員課)

本 局
教育事務所

栃木県教育委員会事務局処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成三十年三月三十日

栃木県教育委員会教育長 宇 田 貞 夫

栃木県教育委員会事務局処務規程の一部を改正する訓令

栃木県教育委員会事務局処務規程（昭和六十一年栃木県教育委員会訓令第八号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
-------	-------

(営利企業等従事許可)

第三十三条 地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第三十八条の規定に基づき、職員が営利企業等に従事するための許可を受けようとするときは、別に定めるもののほか、営利企業等従事許可申請書（別記様式第二十二号）により、所属長の意見を具して総務課長に提出しなければならない。

別表第一（第五条関係）

- 一 教育次長、参事、課室長、総括課長補佐及びリーダー専決事項
- 1 共通専決事項

教育次 長専決 事項	課室長専決事項	総括課長補 佐専決事項	リ ー ダ ー 専 決 事 項
略	一 所属の職員 （課室長を除 く）	一 所属の 職員（課 室長、課 長相当職 の職員及 び総括課 長補佐を 除く。以 下この欄 において 同じ。） の国内の 旅行命令 二 略 三 所属の 職員の週 休日及び 勤務時間 の割振り並 びに週休日	略
	一 所属の職員 （課室長、課 長相当職の 職員及び総 括課長補佐 に限る。） の週休日及 び勤務時間 の割振り並 びに週休日		

(営利企業等従事許可)

第三十三条 地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第三十八条の規定に基づき、職員が営利企業等に従事するための許可を受けようとするときは、別に定めるもののほか、営利企業等従事許可申請書（別記様式第二十二号）により、所属長の意見を具して総務課長に提出しなければならない。

別表第一（第五条関係）

- 一 教育次長、参事、課室長、総括課長補佐及びリーダー専決事項
- 1 共通専決事項

教育次 長専決 事項	課室長専決事項	総括課長補 佐専決事項	リ ー ダ ー 専 決 事 項
略	一 所属の職員 （課室長を除 く。次号から 第五号まで 及び第十五 号において 同じ。）の 旅行命令 （総括課 長補佐専決 事項の欄第 一号の旅行 命令を除く。） 一 所属の職員 二 略 三 所属の 職員の週 休日及び 勤務時間 の割振り並 びに週休日	一 所属の 職員（総 括課長補 佐以下の 職の職員 に限る。 次号 において 同じ。） の県内の 一日の旅 行命令 二 略	略
	一 所属の職員 （課室長、課 長相当職の 職員及び総 括課長補佐 に限る。） の週休日及 び勤務時間 の割振り並 びに週休日		

振替及び四時間の勤務時間の割振り変更	休日の振替及び四時間の勤務時間の割振り変更
三・四 略	
五 所属の職員(課室長を除く。)の休暇の承認(総括課長補佐専決事項の欄第二号の承認を除く。)	四 所属の職員の職務に専念する義務の免除の承認
六 所属の職員(課長相当職の職員及び総括課長補佐に限る。)の職務に専念する義務の免除の承認	
七 二十一 略	

振替及び四時間の勤務時間の割振り変更	休日の振替及び四時間の勤務時間の割振り変更
三・四 略	
五 所属の職員()の休暇の承認(総括課長補佐専決事項の欄第二号の承認を除く。)	
六 所属の職員()の職務に専念する義務の免除の承認	
七 二十一 略	

2 略

一 所長及び総括所長補佐専決事項

所長専決事項	総括所長補佐専決事項
一 略	一 所属の職員(所長及び総括所長補佐を除く。以下この欄において同じ。)の国内の旅行命令
二 所属の職員(所長及び総括所長補佐に限る。)の週休日及び勤務時間の割振り並びに週休日の振替及び四時間の勤務時間の割振り変更	二 所属の職員の週休日及び勤務時間の割振り並びに週休日の振替及び四時間の勤務時間の割振り変更
三・四 略	三 略
五 所属の職員の休暇(所長の三日以上の休暇を除く。)の承認(総括所長補佐専決事項の欄第三号の承認を除く。)	四 所属の職員の職務に専念する義務の免除の承認
六 所属の職員の職務に専念する義務(以下「職務専念義務」という。)の免除の承認(所長の三日以上の職務専念義務の免除の承認及び総括所長補佐専決事項の欄第四号に規定する	

2 略

一 所長及び総括所長補佐専決事項

所長専決事項	総括所長補佐専決事項
一 略	一 所属の職員(所長及び総括所長補佐を除く。次号において同じ。)の県内一日の旅行命令
二 所属の職員()の週休日及び勤務時間の割振り並びに週休日の振替及び四時間の勤務時間の割振り変更	
三・四 略	
五 所属の職員の休暇(所長の三日以上の休暇及び総括所長補佐専決事項の欄第二号の職員の休暇を除く。)	二 略
六 所属の職員の職務に専念する義務(以下「職務専念義務」という。)の免除の承認(所長の三日以上の職務専念義務の免除の承認及び総括所長補佐専決事項の欄第三号に規定する	三 所属の職員の職務に専念する義務の免除の承認(所長及び総括所長補佐の職務専念義務の免除の承認を除く。)

ものを除く。) 七〇二十六 略

ものを除く。) 七〇二十六 略

附 則

この訓令は、平成三十年四月一日から施行する。

(総務課)

企 業 局

栃木県公営企業管理規程第一号

栃木県公営企業財務規程の一部を改正する管理規程を次のように定める。

平成三十年三月二十日

栃木県知事 福田 富一

栃木県公営企業財務規程の一部を改正する管理規程

栃木県公営企業財務規程(昭和二十一年栃木県電気事業管理規程第六号)の一部を次のように改正する。次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(口座振替)</p> <p>第三十七条之二 出納員は、債権者の申出により預金口座への振替の方法により支払をしようとするときは、出納取扱金融機関に対し、出納取扱金融機関を受取人とする小切手を振り出し、若しくは支払資金の交付に関する通知書を交付し、及び振替依頼書を交付し、又は小切手若しくは当該通知書及び振替依頼書に記載すべき事項を記録した電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)を送信し、出納取扱金融機関をして振り替えさせるものとする。</p> <p>2〇4 略</p>	<p>(口座振替)</p> <p>第三十七条之二 出納員は、債権者の申出により預金口座への振替の方法により支払をしようとするときは、出納取扱金融機関に対し、出納取扱金融機関を受取人とする小切手を振り出し、及び振替依頼書を交付し、又は小切手 及び振替依頼書に記載すべき事項を記録した電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)を送信し、出納取扱金融機関をして振り替えさせるものとする。</p> <p>2〇4 略</p>

附 則

この管理規程は、平成三十年四月一日から施行する。

栃木県公営企業訓令第一号

本 庁
発電管理事務所
水道事務所

栃木県企業局処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成三十年三月二十日

栃木県知事 福田 富一

栃木県企業局処務規程の一部を改正する訓令

栃木県企業局処務規程(昭和四十五年栃木県電気事業訓令第四号)の一部を次のように改正する。次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前

(総務事務センター所長の専決)
第七条の二 総務事務センター所長の職にある職員(以下「総務事務センター所長」という。)が専決する事項は、次のとおりとする。
 一〜四 略

(代決)
第八条 決裁権者が不在のときは、次の表に掲げる第一次代決者が、決裁権者及び第一次代決者がともに不在のときは、同表に掲げる第二次代決者が代決することができる。

決裁権者	組織の区分	第一次代決者	第二次代決者
略			
総務事務センター所長		総務事務センター所長があらかじめ指定する職員	
略			

(総務事務室長の専決)
第七条の二 経営管理部職員総務課総務事務室長の職にある職員(以下「総務事務室長」という。)が専決する事項は、次のとおりとする。
 一〜四 略

(代決)
第八条 決裁権者が不在のときは、次の表に掲げる第一次代決者が、決裁権者及び第一次代決者がともに不在のときは、同表に掲げる第二次代決者が代決することができる。

決裁権者	組織の区分	第一次代決者	第二次代決者
略			
総務事務室長		総務事務室長があらかじめ指定する職員	
略			

別表第一 本庁関係共通事項の表十三の項第一号を次のように改める。

1 職員の旅行命令及びその復命の受理						
(1) 局長の3日以上旅行に係るもの	○					
(2) 局長の(1)以外の旅行に係るもの		○				
(3) 部長相当職にある職員(所長を兼ねる者を除く。)及び課長に係るもの		○				
(4) 所長の県外の3日以上旅行に係るもの		○				
(5) 本庁の課長相当職にある職員及び総括課長補佐に係るもの			○			
(6) (1)から(5)までに掲げる職員以外の職員の国外の旅行に係るもの			○			
(7) (1)から(5)までに掲げる職員以外の職員の国内の旅行に係るもの				○		

別表第一 本庁関係共通事項の表十三の項第三号及び第四号を次のように改める。

3 職員の職務専念義務の免除の承認							
(1) 局長に係るもの	○						
(2) 部長相当職にある職員及び課長に係るもの		○					
(3) 所長の3日以上職務専念義務の免除に係るもの		○					
(4) 課長相当職にある職員及び総括課長補佐に係るもの				○			
(5) (1)から(4)までに掲げる職員以外の職員に係るもの					○		
4 職員の週休日及び勤務時間の割振り並びに週休日の振替及び4時間の勤務時間の割振り変更							
(1) 局長に係るもの	○						
(2) 部長相当職にある職員及び課長に係るもの		○					
(3) 課長相当職にある職員及び総括課長補佐に係るもの				○			
(4) (1)から(3)までに掲げる職員以外の職員に係るもの					○		

附 則

りの訓令は、平成三十年四月一日から施行する。

(経営企画課)

労働委員会

栃木県労働委員会訓令第2号

栃木県労働委員会事務局

栃木県労働委員会事務局処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成三十年三月三十日

栃木県労働委員会会長 白 井 裕 己

栃木県労働委員会事務局処務規程の一部を改正する訓令

栃木県労働委員会事務局処務規程(昭和四十一年栃木県地方労働委員会訓令第1号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
-----	-----

別表 (第4条関係)

事 務		専決権者			備考
種 類	事 項	事 務 局 長	課 長	総 括 課 長 補 佐	
1～7 略					
8 服務に 関する事 務	1 職員の旅行命令及びその復命の受理				
	(1)～(3) 略				
	(4) (1)から(3)までに掲げる職員以外の職員の <u>国外</u> の旅行に係るもの		略		
	(5) (1)から(3)までに掲げる職員以外の職員の <u>国内</u> の旅行に係るもの			略	
	2 略				
3 職員の職務専念義務の免除の承認					
	(1) 略				
	(2) <u>総括課</u>		略		

別表 (第4条関係)

事 務		専決権者			備考
種 類	事 項	事 務 局 長	課 長	総 括 課 長 補 佐	
1～7 略					
8 服務に 関する事 務	1 職員の旅行命令及びその復命の受理				
	(1)～(3) 略				
	(4) (1)から(3)までに掲げる職員以外の職員の <u>県内の2日以上及び県外の旅行</u> に係るもの		略		
	(5) (1)から(3)までに掲げる職員以外の職員の <u>県内の1日</u> の旅行に係るもの			略	
	2 略				
3 職員の職務専念義務の免除の承認					
	(1) 略				
	(2) <u>(1)に掲</u>		略		

	長補佐 _____ _____ _____ _____ に 係るもの						げる職員 以外の職 員（事務 局長を除 く。）に 係るもの					
	(3) (1)及び (2)に掲げ る職員以 外の職員 (事務局 長を除 く。)に 係るもの			○								
	4 職員の週 休日及び勤 務時間の割 振り並びに 週休日の振 替及び4時 間の勤務時 間の割振り 変更											
	(1) 課長及 び総括課 長補佐に 係るもの		○					(1) 課長 _____ _____ に 係るもの	○			
	(2) (1)に掲 げる職員 以外の職 員（事務 局長を除 く。）に 係るもの			○				(2) (1)に掲 げる職員 以外の職 員（事務 局長を除 く。）に 係るもの		○		
5～8 略					5～8 略							

附 則

この編令は、平成三十一年四月一日から施行する。